

「文化芸術による子供育成推進事業に関する調査研究」に係る 技術提案書作成要領

1 技術提案書の記載内容

仕様書に従い技術提案書を作成し提出すること。

また、採択された場合には「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて情報公開の対象となる。

○技術提案書の様式

- （様式1）技術提案申請書
- （様式2）事業計画（事業行程含む）
- （様式3）事業実施体制
- （様式4）競争加入者に関するデータ
- （様式5）類似事業・施策等の実績

2 技術提案書の作成方法

- （1）用紙の大きさはA4判縦置き、横書きとする。但し、図表等については必要に応じA3サイズの折り込みも可とする。
- （2）技術提案申請書（様式1）を除き、技術提案書の本文中には社名やロゴマーク等、申請者が特定できる記述や図柄は一切入れないこと。
- （3）様式1～5は全て別葉とすること。
- （4）技術提案書は、技術提案申請書（様式1）を除き20ページ以内とする。
- （5）技術提案書の作成・提出に係る費用は審査結果にかかわらず申請者の負担とする。
- （6）技術提案書の内容については、他からの転載を禁止する。

3 質問の受付

質問者名、会社名、部署名、電話番号、ファクシミリ番号、メールアドレス等を明記の上、メール若しくはファクシミリ等にて送信のこと（メール：artedu@mext.go.jp ファクシリ：03-6734-3814）。

なお、審査に関する質問については回答できない。

4 提出部数等

- （1）技術提案申請書（様式1～5） 6部（原本1部、複写5部）
※製本等せず、着脱可能なクリップ等でまとめること
- （2）技術提案書の電子ファイル 1式
- （3）競争加入者の概要（要覧、会社案内等） 1部